

平成31年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成31年3月5日（火）

議 事 日 程（第2号）

平成31年3月5日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷渉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
西野千里	総務部長	綿引誠二	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
武藤範幸	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	根本康弘	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	根本勝則	総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	鴨志田智宏	次長兼議事係長
------	------	-------	---------

午前 10 時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5 番藤田謙二議員の発言を許します。5 番藤田謙二議員。

〔5 番 藤田謙二議員 登壇〕

○5 番（藤田謙二議員） おはようございます。5 番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年は皇位の継承という歴史の節目を迎えるとともに、茨城国体も開催されるなど、まさに新たな時代の扉が開かれようとしています。4 月 1 日には新元号が公表され、5 月 1 日皇太子殿下の新天皇ご即位に伴い改元、新しい元号がスタートします。どのような元号になるのか、とても興味深く、また天皇陛下のご退位は憲政史上初めてであり、今回の生前退位は江戸後期の第 119 代光格天皇以来、実に 200 年ぶりということからも、大変貴重な瞬間に立ち会えることを光榮に感じている次第です。

そして、着々と準備が進められてきている「いきいき茨城ゆめ国体」と「いきいき茨城ゆめ大会」開催まで、残すところ半年余りとなりました。競技会場としてのハード面の整備はもちろんのこと、市民のホスピタリティーの意識を高め、選手を初め応援に訪れた皆さんが好印象の上、リピーターとして再訪いただけるような体制づくりやおもてなしが求められます。

今回の一連の経験は、来年の東京オリンピックの際にも必ずや役に立つものと考えますし、本市の魅力を発信できる絶好の機会でもありますので、交流人口の拡大のためにも観光振興の推進など一層力を注いでいっていただきたいと思います。

それでは、平成最後となる市議会定例会での質問に入ります。

1 つ目は、産業の振興について、（1）インバウンドの推進についてであります。

インバウンド関連については、昨年 3 月定例会でも取り上げさせていただいておりまして、その際には受け入れ体制の整備といった観点から、情報発信や外国人旅行者の受け入れ実績などをお伺いする中で、SNS などの情報が日常茶飯事となった時代のもと、リアルな生の情報とし

て注目されつつあるブロガーの活用や、国による嗜好や慣習の違いなど、外国人旅行者の好み等を本市在住の同じ国出身の方からアドバイスをいただくといった、市内在住の外国人の活用、さらにはスマホ決済などについても研究を進めていっていただきたいとの提案をさせていただきました。

ちょうど1年が経過したわけですが、この間の訪日インバウンドの推移はとても好調で大幅な伸びを示しており、日本政府観光局（J N T O）の推計によりますと、2018年の訪日外国人旅行者は前年比8.7%増の3,119万人と、初めて3,000万人の万台を突破し、過去最高を記録したということで、国別では中国が全体の27%で1位、韓国が約24%で2位、台湾が15%で3位となっており、伸び率ではベトナムが前年比約26%と急増しているようであります。

また、観光庁によると2018年の訪日外国人旅行消費は4兆5,064億円で、前年比8.7%増加し、一般客一人当たり旅行支出は15万3,000円。費目別では買い物代が34.7%と最も多く、次いで宿泊費29.3%、飲食費21.7%で、平均宿泊数は9.1泊と発表されています。

そのような中、今年度は6月定例会と9月定例会において、インバウンド関連の補正予算も計上されておりましたが、①として本市のインバウンド推進に向けた取り組み状況について伺いたします。

さらに近年は、外国人の旅行者の行き先が全国各地に広がっていて、経済効果の恩恵を受ける地方都市も増えてきており、日本人観光客はゴールデンウィークなどの連休や夏休み、冬休みに繁忙期が集中しがちですが、外国人観光客の場合は、繁忙期がずれるので需要のすき間を埋められるといった利点もあるようです。

日本を訪れた外国人旅行者の満足度も高く、観光庁の調査によると、「日本に必ずまた来たい」、「また来たい」と回答した割合は計93.3%に上り、一方で「英語が通じない」、「英語の表示が少ない」、「クレジットカードが使える店が少ない」、「技術大国のはずなのにW i - F i が使えるところが少ない」などの不満も上がっているようで、特に英語については、駅や地名などの看板やレストランのメニューなどには英語表示が増えてきているものの、英語が話せる人が少ないせいか、お店に入っても定員さんから無視されてしまうということもあるようです。

日本政府は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、訪日客の数を4,000万人に、2030年までに6,000万人に増やすことを目標にしています。宿泊施設、英語・外国語対応、ネットや交通機関などのインフラ等々、これからますます増加するインバウンドの需要に対応すべきことはたくさんあると思われます。

そのような中、②として今後の推進計画について伺いたします。

次に、（２）キャッシュレス化の推進についてであります。

新聞やテレビでも、頻繁に見聞きするようになったキャッシュレス。次から次へと新しいサービスが生まれ、数年前までは考えられなかったQRコード決済が急速に普及したり、スマホを使ったデビットカードが若者世代を魅了したりと、新しい経済圏が次々と生み出されています。

国も「日本再興戦略」改訂2014において、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性、効率性の向上を掲げたことを発端として、「日本再興戦略」2016では2020年のオリンピ

ック・パラリンピック東京大会開催等を視野に入れたキャッシュレス化推進を示し、キャッシュレス決済比率89.1%の韓国を初め、60%の中国など、進展している国では軒並み40%から60%台であるのに対して、日本は18.4%にとどまっている状況を踏まえ、平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」で、キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用について、今後10年間2027年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増の4割程度を目指し、FinTech、IT技術を使った新たな金融サービスの活用等を通じた消費データのさらなる共有・利活用を促進するため、クレジットにかかわるAPIといったアプリケーション同士の連携・促進等の環境整備を図るとしています。

そのような中、茨城県は1月15日訪日外国人の消費の取り込みや、消費税増税による中小店舗へのポイント還元を見据え、スマートフォンによるQR決済サービス事業者Origamiとキャッシュ化決済環境の整備、及び利活用の推進を目的に連携協定を締結、2月中旬から始まった水戸市偕楽園の「梅まつり」で、周辺の店舗や県有施設への導入をスタートさせています。

そこで①として、キャッシュレス化のメリットと県や関係機関と連携した今後の推進についてお伺いいたします。

また、一口でキャッシュレス化と言ってもクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードといった国際カードを初め、ICカード型、サーバー型などの電子マネー、コンビニ収納、通信事業者の課金などの収納代行、商品引換券、図書カード、ギフト券などの金券等々、現金を使用しないキャッシュレス決済は、たくさんの方が存在しています。

そして、合い言葉のようにになっている「2020年のオリンピックまでに」というキャッシュレス化の目標は、実際に国を挙げた取り組みもあり、日本にきた観光客がストレスなく過ごせる、外貨の両替やATMでの日本円引き出しの手間を減らせる、日本側が負担するコスト削減ができるなど、さまざまな国から訪れる外国人の増加を目前に、キャッシュレス化の対策は必須とも言えるわけで、利用できる店舗が増えること、各店舗が取り扱うクレジットカードやデビットカード、電子マネーなどのブランドにもより多く対応できるようにすることで、徐々に利便性も高まり、今後利用者も増えていくものと考えられます。

そのような中、商工会や商店会でも端末導入に向けた検討が始まりつつありますが、②として市内商工業者や利用者に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

2つ目は、マイナンバーについて、(1)マイナンバーカードの普及促進についてであります。

マイナンバーカードについては、平成29年12月定例会において同僚議員も取り上げており、平成28年1月から交付がスタートし、平成29年10月末時点での交付率が8.7%。普及策として、広報ひたちおたや市のホームページ等を通してマイナンバーカードのメリット等を広く市民にPRするとともに、出前講座等の開催や、窓口でも来庁者等へ利活用の説明を行いながら普及促進に努めるとのことでありました。

これまで広報ひたちおたにおいても、平成30年1月には「マイナポータル、始まりました」、2月には「マイナンバーカードのメリットを紹介します」、3月には「マイナンバー制度の安全性Q&A」と3カ月連載で取り上げ、平成31年1月には「マイナンバーカードを作ろう!」と

いった特集記事が掲載されていましたが、交付から早3年が経過した中、改めまして①としてマイナンバーカードの交付状況及びマイナポータルなど、カードの利活用状況についてお伺いいたします。

また、現実的に普及が進まない要因として、メリットが感じられない、必要性がない等の意見を耳にしますが、これまでのPRや実績を踏まえ、②として普及促進に向けた課題に対する考察についてお伺いします。

次に、(2)マイナンバーカードを活用した市民生活の向上策についてお伺いいたします。

総務省によると、マイナンバーカードを活用し、公共施設などのさまざまな利用者カードを1枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することにあわせ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入合算し、さまざまな住民の公益的活動の支援と、地域の消費拡大につなげることを目的としたマイキープラットフォーム構想を立ち上げ、推進のために必要な利用者のID等を格納するマイキープラットフォームと、地域経済応援ポイント協力企業のポイントを変換・合算する機能などを有する自治体ポイント管理クラウド等の情報基盤を構築し、平成29年9月25日からシステムを稼働。実証事業の推進に当たり設立されたマイキープラットフォーム運用協議会に参加した228の地方公共団体が先行自治体として、住民向けのサービス提供を行っているということです。

茨城県内では、これまで水戸市、北茨城市、笠間市、牛久市、潮来市、筑西市、利根町の7市町のみ参加となっておりましたが、最近になって常陸太田市、日立市、常総市、鹿嶋市の4市が加わり、茨城県を含めると12の地方公共団体が参加しています。

そこで、①として今回マイキープラットフォーム運用協議会の参加に至った経緯と今後の推進計画についてお伺いいたします。

また、クレジットカードのポイントや、航空会社のマイレージなどを自分の好きな自治体ポイントに交換・合算することで地域の商店での日々の買い物や、オンラインショップから全国の特産品をお得に購入でき、自治体から付与された行政ポイントも合算できるというマイキープラットフォーム構想の一部である自治体ポイントですが、今のところ全国で76自治体が設定済みで、茨城県内では笠間市のみとなっており、笠間応援ポイントとして笠間ショッピングセンターと笠間工芸の丘の商店や施設でポイントが使用できるとあわせて、自治体ポイントを使って買い物ができる通販サイト「めいぶつチョイス」に茨城県産の米や、笠間の栗焼酎、笠間焼の茶わんな14件の特産品を掲載しています。

そこで、②として、今後本市における自治体ポイント活用への見解についてお伺いいたします。

以上、2項目8件についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしく願いをいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 産業の振興について、4点のご質問にお答えします。

まず（１），①のインバウンド推進に向けた取り組み状況ですが，ただいま議員ご発言にございました訪日外国人旅行者の上位３国に当たります，中国・韓国・台湾と本県の茨城空港との間に定期便が就航しており，茨城空港を多くの外国人旅行者が利用されております。

本市では，その茨城空港を利用する外国人旅行者をターゲットとしまして，県の国際観光課を初めとする関係部局と連携した，ファムトリップといわれるインバウンド誘致にかかわる旅行事業者や，ブロガー，メディア等の現地視察ルアーにおいて中国関係者を４回，韓国関係者を１１回，台湾関係者６回，欧米豪４回，タイ・ベトナム５回，計３０回で延べ１３３名の方々にお越しいただいたほか，市単独で台湾関係の方を対象としたモニターツアーを４回実施しまして，６４名の方々にお越しいただくなど，本市のＰＲを図っているところでございます。

また，今年の元旦にはベトナムから茨城空港へのチャーター便で来日されたツアー客２００名を竜神大吊橋でもてなすなど，外国人旅行客の誘客にも取り組んでおります。

さらには，今年度から国・県からの交付金等を活用した受け入れ態勢の整備や情報発信の強化に取り組み，受け入れ体制整備として市内でインターネットが無料で利用できるモバイルＷｉ－Ｆｉルーターの貸し出しを始めたほか，小型音声翻訳機を道の駅ひたちおおた，ＪＲ常陸太田駅，観光案内センター，水府物産センターの３カ所に昨年１２月から配置しております。

また，スマホ決済に対応できるキャッシュレス化端末につきましても，水府物産センター内への導入を進めており，さらには常陸太田駅と竜神大吊橋間を結ぶ土日祝日に一日６往復運行する路線バスに英語・中国語による音声案内や，電光掲示板への表示化を進めているところでございます。

近年の外国人旅行者は，ホームページやブログ，ＳＮＳ等の情報を得て目的地を決めているケースが多いことから，中国・韓国・台湾旅行者向けの観光プロモーション動画を作成し，市観光物産協会ホームページ等への掲載を進めているとともに，各国からブロガーやインフルエンサーを招聘し，外国人目線による本市の魅力をブログやＳＮＳ等において発信いただくなど，情報発信の強化を図っております。

続きまして，（１），②の今後の計画についてでございますが，外国語が話せる観光ガイドの人材発掘や育成を図るため，市内在住の外国人の方々にもご協力いただき，早急に組織化を図りたいと考えております。

また，多くの外国人旅行者の方々に来訪していただけるよう市内宿泊施設の充実を図るため，民泊の拡充やかなさ笑楽校３階教室の改修のほか，外国人旅行者が市内周遊できるシティパスポート券や，外国人旅行者向けプレミアム付トラベルチケットの発行等に取り組んでまいりたいと考えております。

さらには，引き続き県と連携を図りまして，今年度実施しましたファムトリップやモニターツアーに参加いただいた旅行者やメディア等への営業を図るとともに，茨城空港に就航している航空会社と連携した誘客に取り組んでまいります。

続きまして，（２），①のキャッシュレス化のメリットと県や関係機関と連携した今後の推進についてですが，キャッシュレス化のメリットとしましては，小売業等の事業者にとりましては

現金の受け渡しがないことから現金の数え間違いがなく、つり銭や集計の手間が省け会計にかかる人件費のコスト削減が期待できます。

また、店舗に保管している現金を減らすことができ、現金を銀行等の金融機関に預け入れに行くこともなくなるなど、防犯上の安全性も高まります。買い物等をする利用者側にとっては、支払いをスムーズに済ませることができることや、手持ち現金がなくても支払いができ、さらにポイント還元でお得に買い物ができることや、利用履歴を確認できることから支出管理が容易となるなどのメリットがございます。

このほか、議員ご指摘のとおり、諸外国におけるキャッシュレス決済は急速に浸透しており、これに伴い訪日外国人旅行者の多くが外貨両替の必要がなく、利便性の高いキャッシュレス決済の利用を希望されている現状にあります。

事業者にとりましては、キャッシュレス化の導入により利便性を高めることで、キャッシュレス決済を希望する外国人旅行者への販売機会を失わずに済む効果もあるとされており、インバウンドを推進している本市にとりましても、外国人旅行者への利便性の向上と市内での消費拡大が期待され、今後の誘客促進につながることもメリットであると考えております。

次に、県や関係機関と連携した今後の推進についてでございますが、県は今年の「梅まつり」においてキャッシュレス決済の実証実験を実施しているところでございます。県は、この実証実験においてキャッシュレス決済の普及・啓発、中小企業への事業活動支援、決済データ等の利活用、地域金融機関との連携などを期待する効果として挙げており、これらで集められたデータを活用し、今後の消費動向の把握や市内商工業への経済効果に期待しているところでございます。

また、県は幅広くキャッシュレス決済の環境整備を促進するとして、各市町村への波及に向けて県内商工会等への協力要請をしておりますことから、本市におきましても県や商工会・商店会と連携を図りまして、キャッシュレス決済に向けた取り組みを進めたいと考えております。

次に、(2)、②の市内商工業者や、市内に向けた今後の取り組みについてでございますが、現在市商工会が市内商工業者などに向けたキャッシュレス決済の導入についての説明会を行っております。また、銀行などの金融機関におきましても、キャッシュレス決済の導入支援に取り組んでおります。国においては本年10月に予定している消費税引き上げへの対応の中、事業者が導入するクレジットカードなどの決済端末の購入費用についての補助を予定しておりますことから、官民を挙げて導入を推進している状況でございます。

本市におきましては、まだまだ現金による支払い行為の割合が高い状況にございますので、これらキャッシュレス化の動向を把握しながら、国・県・商工会あるいは銀行等の金融機関と連携した取り組みにより普及・啓発に努めてまいります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 マイナンバーについてのご質問のうち、マイナンバーカードの交付及びマイナポータルなど、カードの利活用状況についてお答えいたします。

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が始まりましたが、本年2月1日現在の交付件

数は5,307件であり交付率は10%でございます。なお、県全体での交付率は12.2%,全国では12.6%という状況でございます。

マイナンバーカードの利活用といたしましては、市役所に設置してある各種証明書の自動交付機での利用、並びにインターネット個人向けサイト「マイナポータル」における子育てワンストップサービス——これは児童手当や保育施設の利用申し込み等の申請手続きがオンラインで行えるものですが、自動交付機での利用状況は、住基カードでの利用も含め過去3年間の状況を申し上げますと、平成28年が922件、平成29年が932件、平成30年が951件でございます。また、マイナポータルにおける児童手当や保育施設の利用申し込み等の申請手続きにつきましては、平成29年7月にサービスを開始して、先月末現在に至るまで利用実績はございませんでした。

○成井小太郎議長 政策推進室理事。

〔加瀬智明政策推進室理事 登壇〕

○加瀬智明政策推進室理事 マイナンバーについてのご質問に、順次お答えをいたします。

初めに、マイナンバーカードの普及促進についてのご質問の中の、普及促進に向けた課題に対する考察についてお答えをいたします。

まず交付率が低い理由といたしまして、現在国が行政手続の効率化やそれに伴う国民生活の利便性の向上等を目的に、マイナンバーカードで利用をいたします個人番号であるマイナンバーの利用範囲を社会保障、税、災害対策分野に限定をし、行政事務における定着を図っている段階であること。また、マイナンバーカードの機能自体が拡大途中の段階であることなどが要因だと考えられます。

昨年10月に内閣府が実施をいたしましたマイナンバーカードに関する世論調査によりますと、マイナンバーカードを取得しない主な理由として、いずれも複数回答の数字でございますが、「取得をする必要性が感じられない」が57.6%、「ほかに身分証明書がある」が42.2%といった回答が多く、マイナンバーカードに必要性を感じていない国民が多いことがわかります。

しかし、マイナンバーカードは民間のクレジットカードなどと比較をいたしましてセキュリティが高い、カードに内蔵されているICチップの空き領域の活用により民間活用を含めたさまざまな利用が可能といった高機能なカードでございます。国においても、現在普及施策に取り組み、カードの多機能化や多目的利用の推進により、利用者の裾野を拡大する支援策を講じていることから、当市におきましても普及促進に向けた周知を継続するとともに、国の動向を見ながら市民サービスの向上につながる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードを利用した市民生活の向上策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、マイキープラットフォーム運用協議会への参加と今後の推進計画についてでございますが、現在国ではマイナンバーカードの機能を国民生活の利便性向上につなげることなどを目的に、カードに内蔵されているICチップの空き領域や、マイキーと呼んでおります電子証明書の部分を活用して、各個人が所有する公共・民間のさまざまなカード番号などをマイナンバーカード1枚にまとめた利用を可能とするマイキープラットフォーム構想を進めております。

そして、その運用のため地方公共団体の長によって構成をされますマイキープラットフォーム運用協議会を組織し、図書館など公共施設利用者カードのマイナンバーカードへの一元化や、民間のクレジットカードのポイント、また航空会社のマイレージなどを地域で使用いたします自治体ポイントに集約するなど、自治体の実施をいたします事業に対する支援を行っております。

また、国は本年10月1日に予定をされております消費税引き上げに伴う消費活性化策といたしまして、2020年度にマイキープラットフォーム構想により発行をした自治体ポイントに対しまして、プレミアムポイントの上乗せを検討いたしており、各自治体においては、それに対応するため自治体ポイントを発行するための環境整備が必要となっております。

よって、当市はマイナンバーカードの今後の推進に向けて、マイキープラットフォーム構想による当市への自治体ポイントの導入の推進を図るとともに、あわせてマイナンバーカードの活用拡大による市民サービスの向上などを目的に、特区制度の利用なども視野に入れた公共交通や、健康医療情報の集約等への活用の可能性についても、調査検討を進めていくこととしております。

なお、自治体によるマイキープラットフォームの活用に当たっては、マイキープラットフォーム運用協議会への参加が条件となっていることから、当市においても業務実施に向けて参加の登録を行ったものであります。

続きまして、自治体ポイント活用へのご質問についてのご質問にお答えをいたします。

現在、民間のクレジット会社のポイントや航空会社のマイレージなどの多くは使用をされず有効活用されていない状況であります。よって、そのポイントを自治体ポイントに集約し地域内で有効活用できるようにすることで、市民生活の向上が図られるとともに、地域での消費活動に直結することにより、地域経済の好循環などにつながるものと考えております。

また、自治体ポイント使用者の性別や年齢などのデータを市の施策に生かすことで、市民サービスの向上などに役立つものと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），①インバウンド推進に向けた取り組み状況については、旅行事業者やブロガーなどによるファムトリップを実施されたということですが、この外国人を実際に招いて現地を視察してもらうということは非常に有用であると思います。

日本人が考える地域の魅力と、外国人が考える地域の魅力が全然違ったということもよくあるそうで、この外国人の考える魅力をPRすることで、より効率的に訪日外国人を誘致することにもつながりますし、日本人にとっては不便とは感じなくても、外国人にとっては不便と感じる点なども明らかになるなど、受け入れ体制の環境整備にも役立つものと期待されるわけですが、このモニターツアーに参加された方々の評価の検証というものが大切になってきますけれども、どのように集約されているのかお伺いをいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えします。

モニターツアーにご参加いただいた方々には、ツアー行程の最後にアンケート調査をさせていただき時間をとりまして、年齢や性別、本市への訪問回数などの参加者情報、ツアーで視察した箇所の満足度、旅行情報の取得方法、旅先の主な交通手段、観光コースに求めるもの、食事の感想、常陸太田市のPRポイント、改善点などの8項目について伺っており、外国人旅行者誘客に向けて有効な情報発信方法や、外国人に向けての市のセールスポイント、誘客に向けての改善点等の把握に努めております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 多様なインバウンド対策がある中で、最初にしっかりと現状把握を行うことで、この地域の課題を理解することが重要であると言われています。その上で、この訪日外国人の旅行実態をよくご理解をし、施策を実施し、そしてその効果検証を行いながら、一般的に言われるPDCAサイクルを回して、より効果的な戦略や施策につなげていっていただきたいというふうに思います。

また、情報発信ではインフルエンサーにSNSで発信してもらうなどPRを図っているとのことでありましたけれども、実際に発信していただいた画像やメールなどの反響、いわゆるフォロワー数などについては、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 動画関係につきましては、現在編集作業を進めており、まだ配信がされておられませんことから、昨年11月に招聘した台湾人インフルエンサー2名の発信状況についてお答えをさせていただきます。

まず、女性インフルエンサーにつきましては、ブログ3本とSNSのフェイスブック7本の計10本を本市記事として発信いただきました。また、もう一方の男性インフルエンサーにつきましては、ブログ4本とSNSのフェイスブック4本、インスタグラム5本の計13本を本市記事として発信いただいております。

なお、女性のインフルエンサーにつきましては、フェイスブックのフォロワー数が昨日の3月4日現在で9万9,828人、男性のインフルエンサーにつきましては、同様に3月4日現在で4万9,589人となっております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） このブログやSNS上で影響力のあるインフルエンサーの活用というのはとても重要であると思いますし、実際の投稿や書き込みがどれくらいのフォロワーの目に届いているのかという点までチェック、検証することも大切であるというふうに感じています。

最近では、その影響力に加え、キャリア、専門性、コミュニケーションスキル、柔軟性を兼ね備えたキーオピニオンリーダーをメインとしたマーケティング施策の展開が進んでいるようですので、今後このKOLといわれるキーオピニオンリーダーの活用も検討していきながら、施策の制度向上を目指していっていただきたいというふうに思います。

また、市内のインスタ映えスポットなどを募集するなど、若者を巻き込んだ展開も効果的だと考えますので、ぜひ検討をしていっていただければと思います。

次に、②、今後の計画については、市内在住の外国人の方々の協力を得ながら、外国語の話せる観光ガイドの人材発掘や育成を図っていくということですが、現在市内では何名の外国人の方が在住されているのか。割合的に多い国も含めてお伺いをいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 市内在住の外国人のご質問にお答えします。

2月末現在で、住民基本台帳に登録されている外国人数は、男性61名、女性80名の計141名であります。国別の割合で多い上位3国で申し上げますと、中国が36名で25.5%、次いでベトナムが24名で17%、3番目にフィリピンの22名で15.6%という状況でございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 以前は、日本で商品を買うことを目的に多くの訪日外国人が旅行に来ておりましたけれども、観光庁によりますと、消費動向調査では訪日前に最も期待していたことのランキングで、日本食を食べることが第1位に挙げられ、続いて自然・景勝地観光、そしてショッピングと、日本の食文化や日本独特の景色を見ることがのできる観光地への興味が高まっていることがわかります。

体験型プログラムでインバウンド誘致に成果を見せている宮城県の仙台エクスペリエンスでは、「着物で松島海岸ぶらりまち歩き」「ガイドと巡る塩竈名物ぶらり食べ歩き」「地元人とめぐる横丁めぐりとはしご酒!」といった仙台ならではの体験を用意して、ガイドや地元人もかわりながら、訪日外国人に仙台の魅力を伝えることに大きな役割を果たすとともに、日本文化が体験できる大きなアピールポイントとして、年間約800名もの利用があるということです。

ぜひ本市においても、この常陸太田ならではのアピールポイントを明確にするとともに、ターゲットを絞るということも大切であると思いますので、今後計画されている市内在住外国人の活用等による観光ガイド人材育成も含めた、インバウンドの推進に期待をしております。

次に、(2)、①キャッシュレス化のメリットと県や関係機関と連携した今後の推進については、理解いたしました。

日本の場合は、なかなかこのキャッシュ支払いが普及しにくい背景として、盗難の少なさや現金を落としても返ってくると言われる治安のよさであったり、偽札の流通が少なく現金に対する高い信頼や、ATMの利便性が高く現金の入手が容易であること、さらには店舗等のPOSレジの処理がスピーディーかつ正確で、店頭での現金取り扱いの煩雑さが少ないことなどが要因とも言われています。

一方で、訪日外国人への対応といった観点からは、現金しか使えないことに不満を持つ外国観光客は4割にも上り、その現状のカード払いのインフラを改善しないと、2020年に訪日インバウンド旅行者が4,000万人となった場合、約1.2兆円の機会損失が発生するとの試算も出されています。

ぜひ、県のキャッシュレス決済の実証実験の動向を注視しながら、さまざまな決済方法が存在する中で、県や市商工会や商店会が情報共有の上、同じベクトルのもと、利用者にとっても地域内での連携を感じられるような環境整備を促進していただきたいと望みます。

また、次の項目にあるマイナンバーカードを支払いに活用する動きもありますので、あわせて検討していったほしいと思います。

次に、②、市内商工業者や市民に向けた今後の取り組みについては、ぜひ官民を挙げた導入推進に向けて取り組んでいったほしいと思います。

どちらかというとキャッシュレス化は、若者世代には浸透しても高齢化の進んでいる地域にはなじまないのではというような見方もありますけれども、地元の大型スーパーに確認をしたところ、売り上げ全体に占めるカード払いの割合が、平成26年は6.19%だったものが平成30年には10.29%、カード払いの金額も全体の16.3%となるなど、年々カードで支払いをするお客さんが増加しているとともに、年配の方の利用も増えているとのことでありました。

実際に、先日私もスーパーのレジで、前に並んでいた70代と思われる女性の方がカード払いをする姿を目の当たりにして、幅広い世代の方に日常の消費にまで利用が拡大されていることを実感いたしました。

また、市内女性グループの方との懇談でも、最初のなれの問題だけで、使い方さえなれてしまえば、年配の方こそ現金を持ち歩くよりカードのほうが安全で便利との話も伺い、男性よりもどちらかというと女性のほうがカード利用が進んでいるように感じたのとあわせて、近い将来日本全体でもキャッシュレス化が間違いなく進むであろうと感じたところであります。

現に、株式会社JCBの2018年度版のクレジットカードに関する総合調査でも、女性のほうが男性よりも保有率が高く、カードで支払っている業種はオンラインショッピング35%、携帯電話32%、スーパーマーケット29%が多く、飲食店・コンビニエンスストアなどの日常的なカード利用が増加する中、スーパーマーケットでの利用は50代・60代の女性が多いとの結果が出ています。

世帯当たりの生活費に占めるクレジットカードの利用割合も平均で37%と増加していて、電子マネーの保有率も84%と前年とほぼ同程度の中、このデビットカードというものは、保有率はまだ24%と低いものの着実に年々増加傾向にあるということで、今後のキャッシュレス化時代の到来を予感させているとも言えます。

そのようなことから、ぜひ関係機関など連携した地域での普及促進を、啓発を進めていったほしいと思います。

次に、大項目2、(1)、①マイナンバーカードの交付及びマイナポータルなど、カードの活用状況については、国や県も交付状況が12%台と伸び悩んでいる中、本市は10%とさらに下回っている状況のようではありますが、年代別の交付状況というのはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 年代別の交付状況についてのご質問にお答えいたします。

交付割合の多い世代から申し上げますと、61歳から70歳が27.7%、71歳から80歳が21.1%、51歳から60歳が14.5%となっており、50歳代から70歳代の交付が高い傾向にあります。

また、交付割合の低い世代はゼロ歳から１０歳が０．５％、９１歳以上が２％、１１歳から２０歳が２．４％、３１歳から４０歳が５．６％となっており、若い世代の交付が低い傾向にあります。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） この高齢者の方の交付率が高い傾向にあるということでもありますけれども、全体的に紛失などによる再交付の申請も増加しているようでもありますけれども、本市の再交付の現況について伺います。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 マイナンバーカードの再交付の現況についてのご質問にお答えいたします。

紛失等による再交付件数につきましては、マイナンバーカードは平成２８年がゼロ件、平成２９年が６件、平成３０年が１件という状況でございます。また、通知カードは平成２８年が２３９件、平成２９年が４２４件、平成３０年が３６２件でございます。

なお、再交付手数料といたしまして、マイナンバーカードは８００円、通知カードは５００円をご負担いただいております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） マイナンバーカードと通知カードの全体の数の分母の違いもあると思いますけれども、やはりその写真入りのしっかりとしたカードと紙ベースの書類的なカードの違いも、紛失などにも影響を与えているのかなとも感じる場所ですけれども、この再交付に対しては手数料が発生するというのも、今後周知を図っていただきたいというふうに思います。

各証明書の自動交付機での利用状況については、大体この９００件程度の利用があるということですが、このマイナンバーカードと住基カードの利用件数を別々に把握することはできないのでしょうか。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 自動交付機のマイナンバーカードと住基カードの利用件数についてのご質問でございますが、自動交付機の利用状況につきましては、現在自動交付機のシステム上、マイナンバーカードと住基カードの利用を区分して把握することはできませんで、先ほどの答弁でも申し上げたとおり両方での集計となっております。

今後、把握方法につきまして検討していきたいと思っております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） マイナンバーカードの利用状況を検証する上でも大切な部分であると思いますので、ぜひ今後、対応を検討していただきたいというふうに思います。

市役所に設置してある自動交付機の場合、曜日や時間が限定されてしまう中、いつでもどこでも簡単にとのコンビニ交付を提供している自治体も増えてきています。このコンビニ交付は、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末、いわゆるマルチコピー機から市町村が発行する証明書がマイナンバーカードを利用して取得できるサービスで、年末の２９日から年始３日までの６

日間以外、毎日6時半から23時まで利用でき、証明書が急に必要になった場合も、出先の店舗に設置してあるキオスク端末から簡単操作ですぐに取得可能なシステムとなっているものですが、本市においても、今後このサービス提供に向けた検討を望みますが、ご所見をお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 コンビニ交付に関するご質問にお答えいたします。

コンビニ交付は、全国の契約しているコンビニ店で利用でき、利用時間も長いことからとても便利なサービスであると理解しております。

しかしながら、現在のマイナンバーカードの交付状況からしますと、費用対効果の面で課題があること、またコンビニ交付を実施している近隣自治体を見ますと、コンビニ交付のサービス提供がマイナンバーカードの交付率アップに余り結びついていない状況や、本市においては市役所に設置してあります証明書の自動交付機の契約期間が平成34年9月まで残っていることから、当面は自動交付機で対応していくとともに、交付率の向上にも努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 課題や事情がある中で、やはりこのポイントは交付率向上であると感じるところでありますけれども、現在の自動交付機更新の際には改めて検討のほうをお願いしたいと思います。

次に、②、普及促進に向けた課題に対する考察については理解いたしました。

実は私も今回のマイナンバーに関する質問をきっかけに、インターネットの交付申請、ウェブサイトアクセスして顔写真を添付してカードを申請中でありまして。本来であれば、今日に間に合えばよかったんですけれども、ちょっと手元にはないんですけれども。誰しも何かしらのきっかけがないと、なかなか交付申請までに至らないのが現状ではないでしょうか。

しかし、一方でこの交付率を高めるには、特に推進する立場にある行政にかかわる方々が率先してカードを取得する必要があると思いますし、このインターネット申請時の顔写真の制限の厳しさや、利用に当たっての課題なども経験なくしては理解できないと思いますので、ぜひ職員の皆さんも、まだ取得されていない方は、今回を契機に申請されることをお勧めいたします。

次に、（2）、①マイキープラットフォーム運用協議会については、マイナンバーの活用拡大による市民サービスの向上などを目的に、特区制度の活用も視野に入れた公共交通や健康医療情報の集約等への活用の可能性について調査すべきマイキープラットフォームの活用、及び業務実施に向け参加登録を行ったということでありますので、ぜひ初期の目的が達成できるよう推進を図っていただきたいと思います。

また、②の自治体ポイントの活用への見解については理解いたしました。

現在この自治体ポイントを付与する方法は2つあり、答弁にもあったようにクレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを自治体ポイントに変換する方法と、もう1つは各自自治体が自己財源によって対象者に自治体ポイントを付与する方法で、ボランティア等の景品としての行政ポイントを付与するもの、例えば神奈川県相模原市では地域活動ポイントとして防災・防

犯・交通安全・環境美化・地域福祉などの安全・安心なまちづくりに資する活動を牽引した方に付与したり、健康ポイントとして歩いた歩数等に応じてポイントを付与しています。

また、福岡県柳川市では市が指定する福祉事業等のイベントやボランティアに参加した方、結婚・転入した方などにポイントを進呈するなど、事業への参加促進を図るとともに市役所・商店街と市民が1つになって市民サービスの向上と商店街活性化に取り組んでいます。さらに三重県津市では、市内に住所を有する65歳以上の方に年間2,000ポイント、2,000円を上限に高齢者外出事業として自治体の給付に活用するなど、それぞれの推進施策に合わせて趣向を凝らした独自の行政ポイントを設定しています。

ぜひ、本市においても、地域の特性を生かした本市ならではの魅力ある行政ポイントの設定を初め、現在60自治体が参画している「めいぶつチョイス」への参入も検討していったほしいと望みます。

以上で私の一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従い一般質問を行います。

今議会は、平成年号最後の常陸太田市定例議会になります。その議会で、一般質問をできますことは、私の議員人生の中で特別な思いがある質問となると思います。また、3月議会は平成30年度の行政年度の締めめの議会であり、また平成31年度の予算を決する議会で、市行政上大変重要な議会となります。

私は、今議会に示されている平成31年度の予算案を高く評価しているものであります。なぜ高く評価するのかと申しますと、国は10月に消費増税を行う予定でいます。それを見込んで積極的な予算、すなわち過去最大の予算を組んだことは重要であります。それはまた地域経済にとっても大切であります。今回の予算の中で、下水道等の特別会計を事業会計に整理するなど、行政の効率化にも取り組む姿勢が鮮明になっています。予算個々の内容については、予算特別委員会で申し上げたいと思います。

今、人口減少、超高齢化社会の到来という中で、全国の市町村が前段で申し上げました行政の効率化に取り組んでいます。2000年の地方分権改革によって、都市計画を決める主体は都道府県から市町村に移りました。そのような中で、基礎自治体である市町村の責任も重くなってきたわけであります。私はそのキーワードが行政の効率化であると考えています。行政の効率化をどのように、そして速やかに進めるかが、持続可能な地域づくりには必要であります。

時代環境が大きくさま変わりをしています。IT化、ロボット、人工知能、キャッシュレス社会の到来など、日進月歩のテクノロジーの進化を前提とした時代に入っています。新たな社会システムを構築していく時代を迎えているように思います。

市長が施政方針の中で述べられているように、変化する社会情勢や、複雑多様化する市民ニーズに柔軟かつスピード感を持って行政対応をする、そのことは重要であります。

改元の新しい時代が始まる2019年であります。常陸太田市においても行政の効率化を進め、

新たな社会システムの構築を図っていくときを迎えているという思いを前段申し上げて、私の一般質問に入ります。

第一の質問として、常陸太田市公共施設等再配置計画についてお伺いをいたします。

平成25年の12月、議員全員協議会で常陸太田市公共施設白書の説明がございました。そのとき、平成24年末の時点で保有している公共施設の延べ床面積は約27万3,000平米にのぼり、東京ドーム6個分に相当する面積で、住民一人当たり面積換算では4.83平米となり、県内他市と比較しても多い状況であること。また、その施設の約4割は大規模改修の目安となる建築後30年を超えていること。そして、財政的にも維持・更新していくことが困難であるという状況が示されて、そのとき私は今後予想される本市の実情を理解した次第です。

その後、常陸太田市公共施設等総合管理計画を策定し、白書から5年がたち今回実行計画である公共施設等再配置計画（案）が示されました。

私は膨大な面積を有する公共施設の分析をして、公共施設等再配置計画（案）を示されたことに敬意を表すると同時に、市民の理解を得ながら実行に移すことが大切であると改めて思っています。

公共施設の維持費は相当額の費用がかかります。それゆえ、再配置計画に示されている内容を火急速やかに実行に移していくことが重要になると考えています。

そこで、常陸太田市公共施設等再配置計画の意義と今後の進め方についてお伺いをいたします。

第二の質問として、児童虐待に対する本市の対応についてお伺いをいたします。

千葉県野田市で、大変痛ましい絶対にあってはいけない児童虐待による小学4年生の死亡事件がありました。連日報道によって、関係機関の連携不足と親への対応のあり方や、過去の虐待の検証報告書の活用の不十分さが問題になっています。千葉県知事も、関係機関と情報共有・連携の課題について検証し、対応していくと述べています。また、政府も「児童虐待防止法」や「児童福祉法」の改正案に着手するとしています。

法律の改正だけでなく、実効性をいかに担保して、私たちが住む常陸太田市においては児童虐待などがない市にしていかなければなりません。

そこで1点目として、本市の児童虐待の相談件数はあるのかについてお伺いをいたします。

2点目として、児童虐待への本市の対応策はどのような仕組みで行っているのかをお伺いをいたします。

第三の質問として、東部土地区画整理事業についてお伺いをいたします。

東部土地区画整理事業は今後の常陸太田市の雌雄を決する事業であると考えます。それゆえ、市・行政・地権者・業務代行予定者はもとより、本市の関係団体も含めた市民の理解のもとに事業に当たっていく必要があると考えます。そこで重要になるのが、市民に対して説明するプロセダだと思います。

そこで1点目として、東部土地区画整理事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

2点目として、今回の東部土地区画整理事業では約26ヘクタールの敷地整備が行われるので

す。そこで、東部土地区画整理事業において、どのようなまちづくりを目指したいのかをお伺いをいたします。

第４の質問として、立地適正化計画についてお伺いをいたします。

国は、人口減少がこのまま進めば、地方自治体が交通や医療・福祉といった公共サービスの提供が将来困難になりかねない。自治体の税収が減るのに公共施設、インフラを含めた過剰ストックの維持費だけがかさむ負のスパイラルに陥りかねないとしています。このリスクを抑え、持続可能な都市をつくることのできる対応策として、国が打ち出したのが都市の密度を高めれば一人当たりの行政費用を減らせるコンパクトシティ戦略です。

そのため、２０１４年「都市再生特別措置法」を改正して制度を整え、補助金などを通じ具体策となる立地適正化計画を策定するよう、全国の市町村に促しました。

そこで国の施策コンパクトシティ戦略の核となる立地適正化計画について、本市はどのように取り組んでいるのかをお伺いをいたします。

１点目として、本市の立地適正化計画の趣旨についてお伺いをいたします。

２点目として、立地適正化計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

３点目として、県内他市の立地適正化計画の取り組み状況についてお伺いをいたします。

以上４項目の質問をいたしました。

以上で、私の１回目の質問といたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。企画部長。

〔綿引誠二企画部長 登壇〕

○綿引誠二企画部長 常陸太田市公共施設等再配置計画についてのご質問にお答えいたします。

初めに、常陸太田市公共施設等再配置計画の意義についてでございますが、本市におきましては平成１６年１２月の合併前に多くの公共施設を整備しておりまして、その複数の施設を合併後もそのまま引き継いで維持管理をしている状況でございます。今後それら全ての施設を維持していくためには、ただいま議員ご発言のとおり、維持費・管理運営費のほか、老朽化に伴います改修や更新に係る多額の費用が必要となります。

少子化、人口減少が進む中、税収の恒常的な増加は期待できない状況でございますとともに、普通交付税の合併特例措置も平成３１年度までで終了となるなど、本市の厳しい財政状況を踏まえますと、現在保有する施設の全てを維持・更新していくことは非常に困難となっております。

そのため、市ではこの課題解決の第一歩といたしまして、平成２５年に保有する施設のコスト情報の見える化を図るため、常陸太田市公共施設白書を取りまとめまして、市が保有する全ての施設を更新するための将来費用を４０年間で約１、０８７億円といたしまして、費用に対する確保可能な財源は６００円程度と、約５００億円の不足を生ずるものと試算をしたところでございます。

さらに、平成２９年には常陸太田市公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、全体的な視点から見た公共施設等のあり方について基本的な考え方や方針等を定めたところでございます。

このたび策定いたします常陸太田市公共施設等再配置計画は、上位計画となります常陸太田市

公共施設等総合管理計画において決めました、公共施設等総合管理の基本方針に基づき、将来のよりよい市の姿及び財政の健全化に向け、施設ごとのより具体的な再配置について市民の皆様へ提示することを目的としております。

計画期間につきましては、常陸太田市公共施設等総合管理計画と同様に平成29年度から平成68年度までの40年間といたしまして、数値目標といたしまして将来費用不足分約500億円の縮減としているところでございます。

続きまして、今後の進め方でございますが、まず今年度中に計画の取りまとめを行いまして、市民への周知につきましては本年4月以降に計画の概要について、まず町会長の皆様に説明をさせていただいた後、市内19地区で市民説明会を順次開催いたしまして、市民の皆様に計画を策定いたしました意義や、各地区における施設の再配置内容についてご説明をいたし、理解を得てまいりたいと考えているところでございます。

なお、その後におきましては、施設を所管いたします担当部署において再配置計画の方針に基づき、実際に施設を利用する市民や地域の皆様に公共施設カルテにおいて取りまとめました施設ごとの利用状況や管理運営コストを示しながら、再配置の必要性及びスケジュールなどについてご説明をいたし、理解をいただきながら実行に移してまいりたいと考えているところでございます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 児童虐待に対する本市の対応についての、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の、児童虐待の相談件数についてでございますが、まず児童につきましては、児童福祉法上18歳未満の者となっております。本市におけます直近3年間の相談件数を申し上げますと、平成28年度は延べ件数が30件、対象となります児童の実件数では9件。平成29年度は延べ件数が5件、実件数では4件。平成30年度におきましては本年2月末までといたしまして、延べ件数が13件、実件数としては7件という状況でございます。

これらの相談内容といたしましては、身体的虐待、言葉などによります心理的虐待や、育児放棄のネグレクトなどとなっております。この3年間の案件におきまして、児童相談所関与のもの3件、継続しているものが1件、それ以外の案件につきましては指導・助言により終結している状況でございます。

次に、児童虐待の本市の対応策についてでございますが、子ども福祉課において兼務ではございますが、ケースワーカー3名、家庭相談員2名の計5名の担当により、児童虐待の相談等について対応しております。

また、これらの担当者につきましては、専門的な知識と経験が必要となりますことから、警察や児童相談所との合同研修会など積極的に研修会へ参加することによりまして、資質向上を図っているところでございます。

また、早期発見、早期対応や円滑な介入支援を図るため、関係機関とのネットワークといたし

まして、「児童福祉法」に基づく要保護児童対策地域協議会としての常陸太田市子どもサポートネットワークを平成18年より設置しておりまして、司法・警察・福祉・医療などの関係機関及び市の関係部署から組織し、児童相談所・教育・福祉・母子保健の担当者による情報共有、支援施策検討などを行う実務者会議を月1回定例的に開催しております。

この実務者会議や相談・通告などで把握しました要保護児童や要支援児童に対しましては、随時個別ケース検討会議を開催し、情報共有や援助方針などの検討を行っております。

さらに、これらの実務者会議及び個別ケース検討会議の円滑な運営を図るため、代表者会議を年1回開催し、年間を通した活動方針や個別事案への対応方針、情報共有などネットワーク全体での認識を図り、事案等に対し連携した迅速・適切な対応が図れるよう体制整備を行っているところでございます。

これらのネットワークへ早期につなげるため、現場の対応といたしまして、未就学児童におきましては生後4カ月までの乳児の全戸訪問時、3歳児健診時など保育園等での登園時や健康診断時も含め、保育をしている中で子どもの異変に注意をしているところでございます。

また、小中学校児童につきましては、登下校時や日中の学校生活、健康診断時などから児童の心身状態や養育状態、言動を観察するとともに、欠席が続くような児童に対しましては家庭訪問などにより状況を確認しているところでございまして、さらには毎月の生徒指導連絡協議会において児童虐待を疑うチェックリストや、情報共有の校内体制のあり方等の研修により、多くの目で子どもの見守りを図っているところでございます。

実際の通報等によります事案発生時におきましては、これらのネットワークを通しまして情報収集を行いますとともに、48時間以内の家庭訪問の実施などにより児童の安全確認を行いまして、その場で児童または保護者への聞き取り調査を行い、虐待により既に重大な結果が生じているかなどのリスク分析を行い、適切な助言・指導を行っております。

当該事案の状況におきまして、その危険度や緊急性を踏まえ、親子分離のため一時保護が必要な場合には、児童措置権限を有する児童相談所への送致、それから暴行・傷害など犯罪行為に該当する場合には警察への通報によりまして、児童の安全確保や保護などの措置につなげているところでございます。

なお、児童虐待の未然防止や早期発見の周知・啓発といたしまして、11月の児童虐待防止月間に合わせました市広報、及び市ホームページでの児童虐待防止記事の掲載、小中学校・幼稚園・保育園など児童の利用する施設や公共施設のほか、病院やスーパーなど多くの市民が集まる場所へのポスター掲示等により、通報制度などの周知・啓発を行っているところでございます。

児童虐待につきましては、痛ましい結果や児童の生活に後々まで影響を与えてしまうものでございますので、虐待の発生抑止や児童虐待の早期発見や早期対応のため、今後とも市及び関係機関等が連携、一体となりまして対応を図ってまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 東部土地区画整理事業について、立地適正化計画についての大きく2つのご

質問にお答えいたします。

最初に東部土地区画整理事業についての2点のご質問でございます。

1点目は、当事業の進捗状況と今後のスケジュールについてです。

東部土地区画整理事業は、地権者からなる組合が事業主体であります。市総合計画においても新たな雇用の創出や、現在市外に約4割が流れているといわれる買い物環境の改善など、複数箇所での効果が言及されており、少子化人口減少対策にもつながる重要な施策と位置づけております。

当事業の進捗状況でございますが、平成30年3月末に市街化区域編入に向けた農林水産省との事前協議が終了し、5月に当事業地区への進出企業の募集を行いました。その結果、計7社から応募があり、地権者の代表であります当区画整理準備会の皆様と一緒に審査・協議を重ねた結果、10月末に事業費の主要な資金源とするため、事業地内の土地を減歩することによって生み出される、いわゆる保留地を購入し、当事業に参画する企業としまして株式会社カインズを初めとした計3社を決定いたしました。

12月に、この3社に、昨年度から当事業に協力を申し出ている清水建設などを加えました計5社と区画整理準備会との間で、当事業を進める上での各社の役割などを記載した基本協定書が締結されました。本年1月からは、組合設立に向け地権者の皆様から事業への同意書の取得を行っております。地権者の皆様とは、これまでも説明会や個別ヒアリングによる意向調査、また、区画整理準備会の委員の皆様とはほぼ毎月のように勉強会を重ね、情報共有を図ってまいりました。

この結果、2月末現在、組合設立に必要な3分の2を大きく上回る90%以上の同意をいただくことができたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今月市及び県の都市計画審議会で審議がなされ、5月に都市計画決定となる予定でございます。当決定後、速やかに組合設立の認可申請を県に提出し、7月から8月ごろに認可を受け、8月の組合設立総会を目指してまいります。

次に、2点目の当地区においてどのようなまちづくりを目指したいのかのご質問にお答えいたします。

当地区は、既成市街地に隣接し4車線の国道349号バイパス沿道、さらには1区画が4から5ヘクタールの複数の大街区からなるという好条件を生かし、商業業務施設を集約して誘致すると同時に、各区画内における施設の配置についても、連続性・整然性が持てるように進出企業者を調整することで、利用者の皆様から利用しやすく滞在時間を長く楽しめると言っていだけることを目指したいと思います。

特に商業施設においては、既に進出が決まっている大型のスーパーやホームセンターを核とし、現在市内に不足している紳士服などのアパレルショップ、市民の皆様の憩いの場にもなる飲食店等を、株式会社カインズを初めとした当区画整理事業の業務代行予定企業とも協力し、積極的に誘致を図ってまいります。

また、国道349号バイパスが緊急輸送道路に指定されていることから、当区画整理事業の区

間内において無電柱化によることを現在県に要望，協議をしております。魅力的な商業業務施設の集約と整然性，無電柱化などにより，開けた明るい町並みを形成し，市民の皆様から愛され，にぎわいの続くまちを目指してまいりたいと思います。

続きまして，立地適正化計画についての３点のご質問にお答えいたします。

まず１点目として，本市の立地適正化計画の趣旨についてでございます。

立地適正化計画は，平成２６年８月に改正された「都市再生特別措置法」で制度化されたもので，近年における急速な少子・高齢化等の社会情勢の変化に，都市が十分対応できていないことを受け，都市機能の高度化や居住環境の向上を図るため，住宅や商業施設・医療施設などを適正に立地していくことを目指して，市町村が策定することができる計画でございます。

コンパクトなまちづくりを実現するため，都市機能や住宅の緩やかな誘導を図り，持続可能な集約型の都市形成を目指すものでございます。当計画の対象は，原則的には都市計画区域内とされておりますが，本市は，都市計画区域外の割合が多く，旧町村単位での中心拠点としての各支所や，既存の商業・医療施設などを今後も維持活用していく必要があることから，これらの拠点を当計画に盛り込み，さらにこれらの拠点と中心市街地の商業施設等の都市機能を公共交通による連絡するなど，当市に合った計画案を，庁内関係部局や庁外の専門家の方々とも調整を行いながら検討を進めております。

次に，２点目の当計画の進捗状況についてでございます。

平成２９年度に計画策定の基礎となります市の現況調査や，既存のデータの収集・整理を行い，平成３０年度より市執行部を構成員とする委員会と，大学教授や各関連団体代表者などからなる外部の委員会のそれぞれにお諮りし，検討を進めているところでございます。

平成３１年度上旬には，都市機能や居住を集約していく区域などを示した計画案を策定し，同年度中旬ごろに議会や市民の皆様からのご意見をいただき，年度末には完了させたいと考えております。

なお，この立地適正化計画は，強制的に都市機能や居住区域の集約を図るものではなく，一定規模以上の施設や住宅開発を勧告などにより緩やかに誘導を図るものでございます。

最後に，３点目の県内他市の取り組み状況についてでございます。

既に策定が完了している市は土浦市，下妻市，牛久市の３市でございまして，水戸市では計画の約半分が完了し，完了したものから随時公表している状況でございます。また，本市のほか近隣市の日立市や常陸大宮市を含めた２１市町村が現在策定を進めているところでございまして，県内全４４のうち半数以上の２５市町村が取り組んでいる状況でございます。

○成井小太郎議長 企画部長。

○綿引誠二企画部長 先ほどご答弁申し上げました内容に誤りがありましたので，ここで訂正をさせていただきますと思います。

公共施設白書において試算した確保可能な財源額でございしますが，６００億円程度と申し上げるところを６００円程度と申し上げてございました。おわびして訂正をさせていただきます。

○成井小太郎議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

4点の質問については、内容をよくご答弁をいただき理解をいたしました。が、改めて私の要望と考えを申し上げておきたいというふうに思います。

第1の質問であります常陸太田市公共施設等再配置計画については、今回のこの公共施設再配置計画は、現在の本市の道路・橋梁・上下水道・農村集落排水などの公共インフラは対象としていません。今後これらの公共インフラの維持改修についても費用がかかってまいります。先ほどご答弁にもあったように、人口減少に伴って市税や国からの交付税や交付金などは、絶対に増えることはないわけであります。

施設、すなわち建物——箱物は、建っているだけで固定費用が常にかかってまいります。使用頻度が少ない施設は、ぜひ市民の皆さんのご理解を得て、スピード感を持って計画の前倒しなども進めて行く必要があるのではないかと考えています。ぜひとも、この常陸太田市の公共施設等再配置計画の速やかな実行を、改めてよろしくお願いをいたします。要望をしておきます。

第2の質問であります児童虐待に対する本市の対応については、1件目の相談件数の質問は理解をいたしましたが、これも要望をしておきます。

件数のご答弁から理解することは、28年度延べ件数30件、実件数9件ということは、対象児童が9人であったと理解をいたします。29年度は延べ件数5件、対象児童が4人だった。30年度は2月までに延べ件数13件、対象児童が7人であったということは、同じ児童が虐待を受けていることになります。

これは許せないことでありますが、ご答弁にもあったように児童相談所関与のことも含めて、現在は終結している状況だということではありますが、今後の状況をぜひとも注意深く見守っていただきたいと思います。これは強く要望をしておきます。

また、2点目の児童虐待への本市の対応策については、「児童福祉法」に基づく常陸太田市子どもサポートネットワークによって要保護児童、また要支援保護児童対策が担保されている体制になっていることや、教育委員会との連携もされていることなど理解をいたしました。今後とも、常陸太田市から児童虐待がゼロになるというような取り組みを、これからも継続して、ぜひお願いをしたいと思います。要望をしておきます。

第3の質問の、東部土地区画整理事業については、これも要望をしておきたいと思います。

これは常陸太田市始まって以来の無電柱化なども進める努力をしていることや、本市が不足している商業施設などを誘致しているということ。これは本当にご答弁にもあったように、開けた明るい町並みを形成したいという意欲が十分伝わるのが理解をいたしました。

ご答弁を聞いて、大変夢があるなという思いを持ちました。どうぞよろしくお願いをいたします。これは大変な事業であると思いますが、ぜひとも頑張ってくださいと心から思っています。よろしくお願いをいたします。

第4の質問の、立地適正化計画についても理解をいたしました。

私は、これからの時代は行政の効率化が大切であることを申し上げております。生活圈

が広範囲に及ぶ地域は、インフラの維持にコストがかかってまいります。人口減少社会では地域を縮小し、生活エリアを限定するコンパクトシティ化によってさまざまな問題が解決できるかもしれません。国が打ち出したコンパクトシティ戦略を、市民と議論をして、その核となる立地適正化計画の理解を進めていただきたいと、このように思っています。よろしくお願いいたします。

以上4点についてなんですが、あと1つちょっと申し上げたいことがございます。

私は、市内の県立高校の受験の競争率が1倍に達していないことに大変なショックを受けたものです。これも何らかの改善をしませんと、今後も厳しい状況が続くのではないかと危惧いたします。県立高校の話でありますから、これ以上のことは申し上げませんが、教育行政全体が可及び速やかな効率化に取り組むことが求められているのではないかなと思います。本市においては、効率化を求めた行政の推進を改めてお願いをいたします。

また、最後に、3月は行政年度終了の月であります。

○成井小太郎議長 平山議員、ただいまの発言は質問の通告範囲を超えておりますので、注意いたします。

○7番（平山晶邦議員） はい、わかりました。

最後に、申し上げたいことは、3月は30年度行政年度終了の月であります。議会に出席されている執行部の皆さんの中にも、3月をもって退職される方がいると聞いています。定例議会や委員会などの審議を通じて、多くの議論をできましたこと、また、さまざまな行政執行場面の中で意見交換をできましたことに、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、保育園等待機児童の現状についてお伺いいたします。

保育園等待機児童の問題については、現在どこでも大きな問題となっております。本来ならば子どもを保育園に入所させたい。しかしながら、保育園の定員にあきがなく、保育園に入れるまで家庭保育で待機をお願いしているのが現状です。工夫を凝らして家庭保育をしている方が多いことと思います。すなわち、こうした保護者の心情はいつともわからない入園待機の状態です。

本市は、子育て世代に住んでもらいたいという意向があり、市を挙げて子育て支援に力を入れています。

昨年、宝島社から出版されました「田舎暮らしの本」で、2018年版住みたい田舎ランキングでは、子育て部門では常陸太田市が全国第1位を獲得しましたが、しかし、今年は島根県飯南町に次ぐ第2位となりました。

では、保育園の受け入れ体制は確立しているのでしょうか。若い移住者が子育て上手を信じ、移住してみたら保育園に入ることができない、あき待ちなどということでは困ります。また、共

働きの世帯が増加しており、保育ニーズは上昇傾向にあります。今後も共働き世帯の増加が予想されるため、積極的に受け入れる枠のさらなる拡大を図っていくことが極めて重要と考えます。子ども人口が一人でもこれから増加することを見据えていくことが大事です。

そこで保育園待機児童の問題について、2点お伺いいたします。

1つ目は、保育園待機児童の現状についてお伺いいたします。

2つ目、今春の待機児童ゼロに向けて、認可保育園などの施設整備を含め、待機児童解消についてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、障がい者の雇用についてお伺いいたします。

2018年10月22日、朝日新聞デジタルの記事によりますと、中央省庁の障がい者雇用水増し問題で原因を検証してきた第三者委員会は、22日、多くの行政機関で健常者の職員の恣意的な解釈で、障がい者とみなしてきたという報告を発表しました。

また、政府は全国の自治体で計3,809.5人の不適切な障がい者雇用の算入があったと再調査結果を発表。障がい者雇用を牽引すべき行政機関で水増しが横行した実態が改めて鮮明になったとありました。

憲法第27条では、全ての国民は勤労の権利を有し、義務を負うとたわれております。そして、1項の条文では、国民の権利義務のみを定めているように見えますが、実際には、同時に国家にも国民の勤労の権利を行使できるように義務を課しているものであるとっています。国民は、勤労をする権利が定められており、国家は国民に勤労の機会を与えなければならないとあります。一方で国民は、自らの能力を、与えられた勤労の機会を活用し、勤労をする義務を負っているともあります。

2018年版障害者白書では、国や地方公共団体は障がい者雇用で率先垂範すべき立場として、国の公共機関については率先すべき立場にありますとも言っています。障がい者雇用率制度で、この法定雇用率が民間企業を上回る2.5%としています。法定雇用率は、身体障がい者及び知的障がい者について、一般就労者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合、障害者雇用率を制定し、事業主等に障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものであり、特殊法人・国及び地方公共団体における障がい者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めるとされています。

また、国は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取り組みについても、新たな障害者基本計画第4次の策定を行っております。

本市においても、「いきいき茨城ゆめ大会」が行われます。障害者の法定雇用率がなされていないならば、これを契機として取り組みがなされるべきではないかと思います。

そこで障がい者雇用について、3点お伺いいたします。

本市の法定雇用率の現状、及び雇用率算出における分母・分子となる職員の数、障害者数についてお伺いいたします。

2番目に、障がい者の雇用形態についてお伺いいたします。

3番目として、今後の障がい者の雇用計画についてお伺いいたします。

以上2項目5点についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 保育園待機児童についての、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、保育園待機児童の現状でございますが、当市におきまして保育所入所を希望される児童は、年々増加をしている状況でございます。これまで幼稚園、保育園の認定こども園への移行や、民間保育園の誘致、定員を超えた弾力的な入所などにより待機児童解消に向けた対応を進めてまいりましたが、平成30年度4月における待機児童につきましては、10名という状況でございます。その後途中入園の申し込みが加わりまして、10月におきましては20名、本年の1月時点におきましては33名が待機の状況となっております。

なお、これらの待機児童につきましては、ゼロ歳から2歳児の低年齢児となっております。

2点目の、待機児童解消に向けての取り組みについてでございますが、公立保育園の整備につきましては、平成30年4月より水府幼稚園とすいふ保育園を統合し、認定こども園への移行や、のぞみ幼稚園のこども園への移行により、保育園の定員枠を拡充してきたところでございます。

このうち、すいふこども園につきましては、本年4月に旧山田小学校の1階部分を改修した新園舎へ移転しますことにより、さらなる定員枠の拡大といたしましてゼロ歳児5名の保育定員枠を確保してまいります。また、金砂郷地区におきましては現在の金郷幼稚園と金砂郷保育園を統合し、新たにうぐいすこども園として4月から開設する予定でございます。これにより15名の保育定員枠が拡大されるところでございます。

次に、民間施設の整備につきましては、新設の保育園といたしまして社会福祉法人月居会により、らいらっく保育園を本年4月中の開園を目途に、現在整備を進めている状況でございます。これにより105名の保育定員枠が拡大されるところでございます。

また、家庭的な雰囲気のもとでゼロ歳から2歳児までのよりきめ細かな保育を提供する施設とします家庭的保育事業所1カ所が、三才町に開園する予定でございます。これにより、低年齢児5名の保育定員枠が拡大されるところでございます。

このほか、社会福祉法人聖愛会が運営しております太田さくら保育園が、4月から幼保連携型の認定こども園に認可がえを予定してございまして、定員が150名から185名へ変更となり、これにより35名の定員が拡大されることとなります。

これらの公立及び民間の保育園等の整備推進によりまして、4月からは合計で160名の定員拡大が図られ、平成31年度4月におきましては、全保育園及び認定こども園の定員1,145名に対しまして、1月末現在の申請児童数が1,044名という状況でございますので、待機児童の解消が図られるものと考えてございます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 本市における障害者の雇用についての、3点のご質問にお答えいたします。

初めに、本市の法定雇用率の現状でございますが、毎年6月1日付で茨城県労働局長宛てに報告をいたしてございまして、本年度におきましては市長部局が3.05%、教育委員会が6.02%となっており、国が定めます障がい者の法定雇用率、市町村が2.5%、教育委員会が2.4%となっておりますが、いずれもクリアをいたしている状況でございます。

雇用率算定において分母となる職員数につきましては、消防職や消防団員を除く常勤の職員を数値の根拠としておりまして、市長部局が361名、教育委員会が83名となっております。また、分子となります職員数につきましては、障害者手帳を所持している職員数としておりまして、市長部局が6名、教育委員会が3名となっております。

なお、法定雇用率の算定におきましては、障害の程度によりまして重度障害1級に該当する職員につきましては2名分として換算されることから、本市におきましては、市長部局が6名中5名が重度障害者でございますことから、11名。また、教育委員会が3名中重度障害者が2名ということで5名としてそれぞれ算定されております。

次に、障害を有する職員の雇用形態でございますが、現在市が雇用している障害を有する職員につきましては、全て身体に障害があるものでありまして、常勤での雇用となっております。業務内容につきましては、それぞれの職員において「障害者差別解消法」に示されている合理的配慮の考え方に基きまして、適切な部署への配置に努めているところでございます。

次に、今後の障害者の雇用計画についてお答えをいたします。

障害者の採用募集につきましては、直近の状況から申し上げますと、本年度及び平成28年度に募集をしておりまして、1名を採用しております。募集につきましては、一般職と同様に市の広報紙及びホームページでの周知に加えまして、本年度におきましては市内3つの高校を訪問いたしまして募集の案内を行っているほか、市外の高校や県内の大学に対しまして募集要綱を送付するなどによりまして、周知を行ってきているところでございますが、今後は他市における募集事例等も参考にいたしまして、多くの障がい者の方に募集の周知が届きますよう努めてまいります。

本市といたしましては、引き続き退職者の状況や法定雇用率の動向等を踏まえまして、障がい者の採用について適切に対応してまいりますとともに、障害者の能力や適性を十分に生かせる環境づくりを進めるため、正規の常勤職員の採用のみならず、国体や各種イベントの開催時における臨時的、短期的、短時間の雇用等につきましても、高等部が設けられております県立常陸太田特別支援学校や、その他関係機関と連携を図りまして、障害者に必要な合理的配慮について十分協議を行いまして雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） 各項目でのご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

大項目1につきましては理解いたしました。

次に、大項目2につきまして、何点か再質問をさせていただきます。

茨城県地域福祉支援計画（第4期）（素案）では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくり」とあり、対策としては「障がい者なんでも相談室」の運営、障がい者に対する虐待の防止、障がい者に対する差別の防止と、県の目標においては多々障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくりが掲げられております。

障害のある人が働く意欲を持っているならば、その障害を取り除く手助けをし、援助ができるようにしなければなりません。障害のある人に対する理解を深め、その基盤づくりを目指さなければなりません。

そこで、今後の雇用計画についてお伺いしますが、職員採用試験の周知の中で、広報紙や市のホームページ等での周知をしているとのことですが、障害のある人に対して特に工夫しているところがあればお伺いいたします。

○成井小太郎議長 総務部長。

○西野千里総務部長 ただいまの質問にお答えをいたします。

本年度の職員募集における障害者の募集におきましては、身体障害のある方を対象に、受験資格を自力により通勤でき、かつ介護者なしに事務職として事務執行が可能な方、及び活字印刷による出題及び口頭試験に対応できる方等で、通常の勤務時間に対応できる方といたしておりますことから、障害者への周知といたしましては、現在のところご質問の特別の工夫ということを行ってございませんが、今後におきましては、先ほどご答弁で申し上げましたとおり、募集方法の見直し等の検討も含めまして、より受験しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に、非常勤職員の採用について今後取り組む考えがあるか、もう一度お伺いいたします。

○成井小太郎議長 総務部長。

○西野千里総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

障がいのある方の非常勤職員としての採用につきましては、国体あるいはその他イベント時のほか、市の通常業務におきましても、先ほど答弁で触れましたように臨時的あるいは短時間も含めまして雇用が可能であるかどうか、合理的配慮を踏まえまして関係各課等と受け入れ体制のあり方などにつきまして協議を行ってまいりたいと存じますとともに、障がい福祉に関係します関係機関との連携を図りまして、障がい者雇用の推進について研究・検討をしてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

本市においては、法定雇用率がきちんと守られて、障がい者雇用率を牽引していることを理解いたしました。障がいのある人が住みよいまちづくりと、安心・安全のための施策、障害を理由とする差別解消の推進を願ひまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。あり

がとうございました。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 先ほどの保育園等待機児童についてのご質問の中におきまして、ご答弁のほう、4月からの定員拡大合計で165名と答弁を申し上げるところを160名と答弁をしましたところをご訂正お願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○成井小太郎議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

事もあろうに、今度は経済統計の不正、偽装が明らかになりました。統計不正は予算の土台を掘り崩すものであり、その説明は予算審議の前提です。にもかかわらず、真相解明に真摯に対応する姿勢が見られず、問題です。実質賃金のマイナスを隠したまま史上最高額を更新した軍事費や、消費税増税、大型開発偏重の公共事業費、行き詰まりが明らかな原発推進関連費など、数々の問題がある2019年度予算案を与党は数の力で衆議院を押し通しました。

とりわけ消費税増税は、10月からの消費税率の10%への引き上げに向け、消費の落ち込みには十二分の対策をとるとして持ち出してきた仕組みが、混乱の拡大に拍車をかけています。軽減でも何でもない複数税率の導入や、キャッシュレス決裁のポイント還元、プレミアム付商品券の発行など、複雑なやり方が高齢者など弱者を助けるどころか苦勞させるものだという事は明らかです。もともと低所得者ほど負担が重い消費税の増税を、深刻な消費不況が続く中で強行すれば、暮らしと日本経済に大きな打撃を及ぼすのは明らかです。

日本商工会議所や日本チェーンストア協会なども、軽減税率導入などに反対しております。世論調査でも、増税はもちろん、混乱を拡大する複数税率やポイント還元に反対する声が多数です。深刻な消費不況が続く中で消費税の増税、混乱を広げる消費税増税は中止すべきです。富裕層や大企業への優遇税制を改め、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革や、歳出の浪費をなくす改革を進めるなど、消費税に頼らない財政・税制への道を開く必要があります。

それでは最初に、東海第二原発の再稼働問題について質問します。

3月11日の福島原発事故から丸8年を迎えます。福島第一原発は、いまだ収束とはほど遠く、溶け落ちた核燃料の位置や状態はいまだ把握できず、破壊された原子炉建屋への地下水などの流入により、核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続け、多くの福島県民が避難生活を強いられております。安倍政権が成長戦略の柱にしてきた原発輸出は全て破綻しました。高コストの原発に見切りをつける国際的潮流が広がっているもとで、原発ゼロの実現が重要になっています。野党4党が国会に提出している「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基

本法」を速やかに審議し実現することが急がれます。

2月13日、茨城県主催の東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会が、パルティホールで開催されました。説明に75分、質問時間たったの45分と、大勢の参加者が手を挙げておりましたが、質問できずじまいでした。その中で、次の質問がありましたけれども、適合性審査で合格したと説明されているが、30キロ圏内の96万人が避難しなければならないような事故が起こらないと言えますかと。この質問に対して、規制委員会は絶対安全とは言えないと。これは過酷事故も起こると。このように答えております。質問に対するこの答えは、私は今後の再稼働に向けた問題で、大変重要だと思います。

日本原子力発電（株）の村松衛社長が、2月22日、東海第二原発の再稼働を目指すと表明いたしました。同日、日本共産党県議団と市町村議団は、日本原子力発電に対して再稼働はやめてほしいという県民の願いに真っ向から対決するものであり、強く抗議するとともに再稼働断念と廃炉を改めて求めました。その内容ですけれども、どんな対策を講じても過酷事故のリスクをゼロにすることができないと。このできない以上、再稼働を受け入れることはできませんと。また再稼働によって使用済み燃料がさらに増えることも容認できません。

最優先で守らなければならないのは、これまでも大久保市長が答弁されておりますけれども、市民の生活、なりわい、命の尊厳であり、再稼働しないことが最も確かな安全策であると。再稼働方針の撤回を強く求めると同時に廃炉の決断を求めました。

日本原電の社長が再稼働を表明した翌日、2月23日の各社の新聞報道ではこのように記事が載っております。東海第二原発の再稼働へ大きなハードルとなる地元同意の議論が本格的にスタートした。立地周辺の各首長は、再稼働を認めるかどうかの判断材料に、住民の理解や広域避難計画の実効性を上げている。民意の酌み取り方、計画を充実できるか、今後の焦点となると。このように報じております。

続いて2月28日の、これも新聞報道ですけれども、事前了解権を持つ周辺6市村でつくる原子力所在地域首長懇談会が水戸市役所で開かれ、日本原電の村松衛社長が6市村首長に対して、同原発再稼働の意思を改めて表明したとあります。懇談会では、昨年3月に締結した新安全協定の運用に向け、原電と6市村で構成する事務レベルの連絡会議を設置することなどを決定しております。懇談会の座長を務める山田修東海村長は、6自治体で足並みをそろえたと述べ、1市村でも反対の場合には先に進めないということを改めて確認をしたと表明いたしました。

連絡会議の設置については、新安全協定のスタートの日だと述べたとあり、村松社長は、今後同原発の安全対策をめぐる一連の許認可を受けて住民説明会を開催すると述べ、工事の詳細な中身についても早急に6自治体に提出すると説明したと。このような記事内容です。

2月23日の住民説明会を初め、この間の動きを私は新聞報道も含めて今述べましたけれども、ここで市長に2点お伺いいたします。

1点目は、日本原子力発電株式会社の再稼働方針決定に対する見解と対応についてです。

2点目は、市民の会の意見を聞く計画についてです。

市長にそれぞれお伺いをいたします。

2 番目に、市有地（日本たばこ産業株式会社）の跡地の利活用について伺います。

2017年に日本たばこ産業株式会社から無償提供された面積約1万7,000平米、この市有地について本市の計画では、2018年度外周市道路の測量設計を実施、過去2度の試掘調査で太田城の遺跡と推定される堀跡などが確認され、埋蔵文化財の発掘調査を実施することを予定している。利活用の計画は、民間活力を利用した良好な住宅として活用していくとした説明を伺っております。

その後の、①利活用の検討状況と今後の計画について伺います。

昨年12月22日、「佐竹氏の本城・太田城を考える」と題して太田城見学、そして基調講演及びパネルディスカッションが常陸佐竹研究会が主催で、茨城大学中世史研究会、茨城城郭研究会、茨城地方史研究会など7団体の共催で開かれました。

常陸太田市の歴史を、これまでも学びたいと思っていたよい機会だと思ひまして、私も朝から参加をいたしました。太田城城跡見学では、茨城城郭研究会会員の案内で太田小周辺、また帰願寺さんなど周辺を歩きました。東京、また千葉からもグループで参加しておりました。見学会や講演会で感じたことは、ニュアンスの違いはありますが、貴重な遺跡を残して伝えてほしいと。このようなメッセージを感じ、参加者からも生かしてほしいという声が聞かれました。

新年度予算を見ますと、市有地（県たばこ産業跡地）利活用事業として2,677万円が計上されております。事業概要は、これまで説明されてきたとおり外周道路予定地における埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ、民間活力を活用した土地の有効活用について、民間事業者から提案を公募するとなっております。

発掘調査の結果次第で、新たな検討もされるであろうと、このように思うわけですが、常陸佐竹研究会・茨城地方史研究会などの研究会の皆さんと、ぜひ話し合いの場をつくっていただいて、歴史を学び伝えていくことができるように、資料など保存できる施設の整備などを提案したいと思ひます。

2 点目に、歴史を伝える施設の整備について伺いたいと思ひます。

3 番目に、DV・ハラスメント対策について。

（1）DV・セクハラ・パワハラ対策について質問します。

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談は、平成29年度分で10万6,110件と、毎年この数字は過去最高を更新しております。被害者の救済と保護の拡充、自立支援の充実、暴力を防止するための施策の強化は、ますます重要な課題となっております。

本市の、①DV相談件数など実態と対応について。

②DVの今後の課題と対策について伺います。

厚生労働省によりますと、全国の労働局に2017年度に寄せられた労働紛争の相談のうち、パワハラを含むいじめ・嫌がらせは7万2,067件で、15年連続で増加しており、内容別で見ますとパワハラが6年連続で最多となっているということです。ハラスメントは働く人の尊厳・人格を傷つけ、多くの被害者が事後の適切な対応はおろか、謝罪さえ受けることなく心身に不調を来したり、休職・退職に追い込まれたり、自ら命を絶ってしまったという被害者もおります。

職場でのハラスメントが1人の人生を狂わせ、1人の働き手を経済社会から失わせるという深刻な結果ももたらしております。最大の問題は、ハラスメント行為を規定し法的に禁止する規制がないために、セクハラやパワハラがあったのかという認定や、被害者の救済に大きな困難が生じています。実際、「男女雇用機会均等法」は事業主にセクハラ防止措置義務を定めていますが、被害が後を絶たない、救済も極めて不十分です。パワハラについて、法律で防止措置を企業に義務づけるとされていますが、禁止規定も持たないセクハラ防止の現状を見るなら、パワハラ解決にはほど遠いものです。

(160 文字削除)

さて、本市には市職員のハラスメント防止等に関する規定はまだありませんが、3点目として、常陸太田市職員のハラスメントの現状と防止策について伺います。

4番目に、国民健康保険について。

1、国民健康保険税の軽減策について伺います。

今、多くの住民が、地方自治体でもっと力を入れて取り組んでほしい施策は、福祉の充実を上げています。その中でも、高過ぎる国民健康保険税を引き下げてほしいという切実な声があふれております。高すぎる保険料（税）は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い一方、他の医療保険より保険料が高く、負担が限界となっていることを国保の構造問題だとして、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しております。2014年に全国知事会は、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望しております。

国保料（税）が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割、資産割という保険料の算定です。協会けんぽ並みにするためには均等割や平等割を廃止して、国保料（税）を引き下げていくことが必要だと思います。資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられております。

低所得者には、法定内繰り入れとして一定の減額があるものの、子どもの数が多い世帯ほど国保料（税）の負担が重くなる均等割には、まるで人頭税だと、子育て支援に逆行していると、このような批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が強く出されております。

本市の均等割額1人1万7,000円。その内訳は、医療保険分が1万3,600円、後期高齢者支援金分が3,400円となっております。ゼロ歳から18歳までの子どもの均等割額です。

私は、ここで子どもの均等割の市独自軽減について伺いたいと思いますが、まずゼロ歳から1

8歳までの被保険者数が何人になるのか。

2点目に、ゼロ歳から18歳までの子どもの均等割について、免除に要する費用は幾らになるのか。

そして3点目。3点目は2回目の質問で何うと思っていたんですが、時間がないとできませんので今伺いますけれども、当面私は半額助成に要する財源ですけれども、これは基金の活用で、そして、均等割半額助成ができないかと。基金の活用を行えば、これは可能ではないかと。このように思うわけですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

5番目に、貧困対策居場所の確保について質問します。

「子どもの貧困対策推進法」が施行されて5年になります。深刻な困窮世帯の実態。中でも子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が貧困にある深刻な実態が続いております。子どもだけでもきちんと食事をさせたいが、時間的にそれができない。病気になっても受診を我慢する等々、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができない世帯が少なくない、こうした現実を放置することはできません。

全国的に、子どもに無料、または低額で食事を提供する子ども食堂が次々と広がっております。この取り組みは、子どもの貧困対策としての食事の保障だけでなく、地域における子どもの居場所づくり、大人も含めた地域における交流が図れる目的もあり、全ての子どもの成長を地域社会全体で支えるという意味で、非常に有意義な事業だと思います。

実施主体や取り組みの状況も多種多様です。NPO法人、また個人、地域や任意の団体、一部では自治体や学校が取り組んでいるというところもあります。日立市では市内3カ所の地域子ども食堂を市が支援をしております。

本市では、NPO法人が昨年7月より子ども食堂を運営しております。このNPO法人は、日常は高齢者の方々のデイサービスを行っておりますけれども。この子ども食堂は、月2回午後5時から7時まで。利用料金は一食200円で地域の子どものから大人まで誰もが参加できる、集える食堂として運営されております。地域のボランティアの方々がこの事業を支えております。

昨年12月に、文教民生委員会委員全員で訪問をして、説明を受けながら、また要望などもお聞きし、最後には温かい夕食をみんなと一緒に食べてきました。子ども食堂は、常陸太田市においてはこれからの問題となりますけれども、1カ所でも2カ所でも広がっていくことを期待して、子ども食堂への支援について、3点伺いたいと思います。

1点目は、子ども食堂の役割や重要性の認識についてです。

2点目は、財政的な支援や場所の提供など、活動支援についてです。

3点目は、子ども食堂の周知についてです。この周知については、市が紹介することで、個々の子ども食堂の認知度と信頼が上がり活動しやすくなると、このようなお話も伺っております。

3点についてお伺いいたします。

6番目、農業再生について。

1、国際家族農業年について伺います。

家族農業、小規模農業の役割を重視し、各国が支援しようと国連が呼びかけた家族農業の10

年、2019年から28年がスタートします。国連が2014年の家族農業年に続いて本格的な取り組みを呼びかけたのは、輸出偏重や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が、家族農業の危機を広げて貧困や格差・飢餓を拡大し、地球環境を悪化させてきたことへの反省からです。世界の農政が、歴史的な転換を求められていると言えます。

飢餓や貧困の克服、環境保全といった人類の直面する課題を解決して、持続可能な世界を展望する上で、家族農業の役割が欠かせないことが世界の共通認識になっていることを示していると思います。

日本は、家族農業10年に賛成しながらも農業と家族経営の切り捨て、農家にはかり知れない打撃をもたらすTPP、また、日欧EPA経済連携協定などを発行し、アメリカとはTPP以上の自由化要求が必至の貿易交渉を始めようとしております。

国内農政でも競争力強化を口実に、大規模化、企業参入を最優先し、農協や農地制度、「種子法」など戦後の農業や家族経営を守ってきた諸制度を壊してきました。多くの国民も、農業と農村の荒廃に胸を痛めております。安全な食料は日本の大地から。このことを願っております。

また農業関係者からも伺ってきたことですが、生産者と消費者が協働した地域農業を守る取り組みも、各地で発展しております。農山村に移住する都会の若者が増える田園回帰。この流れも作り出されていると聞いております。

そこで、私は2点伺いたいと思います。

1点目は、2019年スタートの家族農業10年。この見解について伺います。

そして2点目ですが、本市の家族農業また小規模農業を守り、着実に進めていくために、支援策について伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、日本原子力発電株式会社の再稼働方針決定に対する見解と対応についてでございます。

去る2月28日に、原子力所在地域首長懇談会が開催をされまして、新聞報道等でご承知のように、日本原電側から運転計画等の具体的なスケジュールの提示はなかったものの、再稼働を目指してまいりたいとの方針の表明を受けたところでございます。今後は6市村と日本原電との間で締結をいたしました新協定に基づいた協議が進められますとともに、各自治体への詳細な説明と住民説明会が開催をされることとなりますが、協定を締結している6市村は1市村でも反対であれば先には進まないという見解を改めて共有をいたし、日本原電に示しますとともに、事業者である日本原電側のペースでなし崩し的に進められないよう、6市村が情報共有を図りながら連携を密にして対応することで認識を共有をしたところでございます。

また、日本原電に対しましては、今後市民に対してきちんとした資料の提示や説明責任を果たすなど、これまで以上に丁寧な対応を求めたところでございます。

2点目の、市民の意見を聞く計画についてでございますが、これまでもご答弁させていただい

ておりますとおり、福祉や産業、教育等の分野の２０名の委員から意見を聞くこととしております。先ほども述べましたとおり、日本原電側からは今後の具体的なスケジュールが示されていない状況にありますが、情報開示や情報提供を徹底するとして、各自治体への説明や住民対象の説明会を開催する旨の考えが示されておりますことから、それらの説明が行われた後に適切なタイミングで、委員の皆様からご意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。企画部長。

〔綿引誠二企画部長 登壇〕

○綿引誠二企画部長 市有地（日本たばこ産業株式会社）の跡地の利活用についての、２点のご質問にお答えいたします。

まず１点目の、利活用の検討状況と今後の計画についてでございますが、当該市有地につきましては、本市が少子化・人口減少対策に資する有効な土地活用が図れるものと判断し、平成２９年９月に日本たばこ産業株式会社より無償にて譲渡を受けたものでございます。

土地の利活用方法といたしましては、定住人口の拡大を図るため、これまで本市が他の自治体に先駆けて実施してまいりました少子化人口減少対策に係る各種施策に対し魅力を感じ、常陸太田市に定住したいと考えている方々のさらなる受け皿となりますよう、民間活力を活用した良好な住宅用地として活用してまいりたいと考えているところでございます。

なお、対象地の外周市道につきましては、幅員が４メートル未満と大変狭隘な部分もありますことから、まずは市におきまして緊急車両の通行や良好な居住環境を確保するため、当該道路の拡幅に当たり、今年度においては外周市道の測量設計を行ったところでございます。来年度は、外周市道拡幅予定の土地について、埋蔵文化財の発掘調査を実施してまいります。発掘調査の期間につきましては、５ヶ月程度を要する見込みでありまして、調査の終了は本年９月ごろを予定してございます。

２点目の、歴史を伝える施設の整備についてでございますが、先ほど申し上げました埋蔵文化財発掘調査を行いまして、その調査結果を見きわめた上で具体的な土地の利活用内容について決定をしてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 ここで暫時休憩いたします。

午後１時３３分休憩

午後１時５９分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 ただいまの答弁をする内容につきましては、３番目のご質問ありましたＤＶ・ハラスメント対策についての項目でありますけれども、先ほど宇野議員からの質問の趣旨説明の中で、

（５５文字削除）到底容認できる内容ではありませんので、それを修正あるいは撤回することを求めます。

○成井小太郎議長 暫時休憩いたします。

午後２時００分休憩

午後２時１２分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野議員。

○１８番（宇野隆子議員） 私が一般質問で取り上げましたＤＶ・ハラスメント対策についてですけれども、この中で_____（８文字削除）本市の道の駅駅長のというような発言をいたしました。この件に関して、先ほど市長から、そういうハラスメント、これはなかったというようなことで、この部分の修正あるいは削除をただいま求められました。

このハラスメントは、前段でも私申し上げましたように、非常に心理的なもの、目に見えるもの、身体的なもの、さまざまあるわけですけれども、例えば心理的なダメージを受けて、最終的に精神的な苦痛を与えられて病気になってしまったと。で、やめるときには病気になってやめますというようなことに……。これは_____（２文字削除）を指して言っているわけではありませんけれども、そういうケースもたくさんあるわけですけれども。

それにしても、私のただいま質問の中では、多数の皆さんの理解を得られなかったといえますか、誤解が生じておりますので、今回はこの部分については、_____（２２文字削除）この部分については削除をしたいと思います。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 ＤＶ・ハラスメント対策についてのうち、ＤＶに係る２点のご質問にお答えいたします。

１点目の、ＤＶの相談件数など実態と対応についてでございますが、まず、ＤＶに係る直近３年間の相談件数につきましては、平成２８年度は子ども福祉課で受けたもの６件、市民相談室が１件の計７件、平成２９年度は子ども福祉課で受けたもの４件、市民相談室が１件の計５件、平成３０年度におきましては、本年２月末までに子ども福祉課において相談を受けた件数は２件となっております、これらの相談者はいずれも女性でございました。

これらの相談案件につきましては、警察署への被害届け出を伴う婦人保護所への保護対応となりました案件が１件となっておりまして、それ以外の案件につきましては、指導・助言により終結している状況でございます。

ＤＶに係ります相談・対応のための担当の体制といたしましては、子ども福祉課内に児童虐待における体制と同様、兼務のケースワーカー３名、家庭相談員２名で対応している状況でございます。

なお、ＤＶ被害者の多くが女性であることを踏まえ、担当者及び家庭相談員に女性をそれぞれ１名ずつ配置するなど、相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、ＤＶにつきましては、専門的知識と経験が必要となりますことから、県女性相談センタ

一主催の研修会などへの参加によりまして、担当者の資質向上を図っているところでございます。

このような体制のもと、相談が寄せられた場合には、相談者との面接から、聞き取り調査を実施するなどしまして、家族構成、経済事情など状況の詳細を把握した上で、加害者からの暴力により既に重大な結果が生じているか、訴追を受けるおそれがあるかなどリスク分析を行い、適切な助言・指導を行っております。

案件の状況を確認しました中で、その危険性や緊急性などを踏まえまして、加害者の検挙や指導・警告が必要である場合には警察への届け出を案内しますとともに、必要に応じて同伴をするなど、被害者の不安を少しでも和らげられるよう努めているところでございます。

また、加害者の訴追から逃れる必要がある場合には、一時保護のための支援、加害者に近づいてほしくない場合には、裁判所への保護命令申し立てのための案内等支援、加害者と離婚したいなど法律行為が必要な場合には弁護士によります法律相談や法テラスへつなげるなど、関係機関と連携を図りながら、相談者への支援に努めているところでございます。

次に、DVの今後の課題と対策についてでございますが、DVに係る相談につきましては、相談者の家庭環境などにより訴えの内容が多種多様でありますことから、相談者に寄り添った適切な支援につなげるようにすることが課題となっております。

現在、DV抑止対策として、市ホームページにおいて配偶者対象暴力の記事を掲載しております。今後ともDVの発生抑止につながるよう周知啓発に努めてまいりますとともに、DVが発生した際には、早期対応及び介入のため、市及び関係機関が連携、一体となりまして対応を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、国民健康保険税におきます子どもの均等割の市独自軽減についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税におきます子どもの均等割にかかります18歳以下の被保険者数とその均等割額でございますが、2月21日現在におきまして、被保険者は835人、1人当たりの均等割額1万7,000円を掛けますと、均等割額は1,419万5,000円となっております。この均等割に対しまして、半額分として一般会計繰入金や支払準備基金を財源に軽減ができないかということでございますが、一般会計繰入金におけます法定外繰入金につきましては、県国民健康保険運営方針におきまして、今後削減・解消すべきものとされておりますので、この方針に十分留意をしながら国保会計の予算組みをしていく必要があると考えております。

また、支払準備基金からの繰り入れにつきましては、県へ納める納付金の激変緩和措置額が年々削減されていきますことから、被保険者数や医療費の動向を踏まえながら、現行制度によります国保の安定運営を図るための補填財源といたしまして活用してまいりたいと考えております。

このようなことから、子どもの均等割の軽減を行うため、一般会計及び支払準備基金からの繰り入れを、財源として充てていくということは難しいと考えておりますので、国民健康保険税におきます均等割につきましては、現行制度により行ってまいりたいと存じます。

次に、子どもの貧困対策、居場所の確保について、子ども食堂への支援についての3点のご質問にお答えいたします。

1点目の、子ども食堂の役割や重要性の認識についてでございますが、子ども食堂は地域にかけます個人や団体等がボランティアにより子どもたちに無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんとなる居場所を提供することによりまして、貧困家庭の子どもや孤食で過ごす子どもなど、困難を抱える子どもを含めさまざまな子どもに対し、食育や居場所づくりとして意義のあるものと捉えているところでございます。

また、これを契機といたしまして、高齢者や障害者などを含む地域住民の交流拠点に発展する可能性がありますことから、地域共生社会づくりへの役割を果たすものとしても期待されるものと認識をしているところでございます。

2点目の、財政的な支援や場所の提供など活動支援についてでございますが、現時点におきましては、本市では子ども食堂の活動に対します支援といたしましては、これを対象といたしました補助金等の財政面での支援や、積極的な場所の提供などは行っていない状況でございます。

この子ども食堂の活動につきましては、全国的に広がりを持たれてきている状況でございますが、これらの形態を見てみますと貧困家庭の子どもや、孤食で過ごす子どもなど、困難を抱える子どもたちへの支援を主に活動するもの、地域のさまざまな子どもたちを対象とした交流拠点とするもの、地域食堂などの減少により子どもたちに限らずその他の地域住民を対象とした交流拠点とするものなど、多岐にわたっているところでございます。

また、この活動につきましては、比較的簡単に始められる反面、容易にやめることもできますことから、市の支援といたしましては、できる限り継続した活動が望ましいことや、地域における団体等のボランティアとしての取り組みによるところが大きいこと、潜在的にどれだけの需要があるのかを把握していくことも必要と考えておりますので、今後支援のあり方や他市町村の状況などを踏まえながら研究をしてまいりたいと存じます。

次に、3点目の活動の周知についてでございますが、現在市で把握しております子ども食堂につきましては1カ所でございますが、この活動につきましては、既にチラシを子ども福祉課など関係部署の窓口配置し、周知への支援を行っております。今後同様の団体等が出てきた場合には、その趣旨を照らしながら周知協力を行ってまいりたいと存じます。

また、子ども食堂の活動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな形態が考えられますことから、市民活動の一環と捉えられる場合には、関係所管と連携を図りながらその活動状況につきましても周知をしてまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 DV・セクハラ・パワハラ対策についてのご質問のうち、3点目の常陸太田市職員のハラスメントの現状と防止策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるハラスメントの現状でございますが、職員からの相談内容といたしましては、職場の人間関係に関する相談が管理職・一般職を問わず年間で数件ほどございます。

ご質問のハラスメントにつきましては、「他人に対しての発言や行為などで、意図している、していないに関係なく、不快にさせたり、傷つけたりすること」と定義づけをされておりますが、

職員からの相談内容がハラスメントに該当するか否かについての判断は、非常に難しいというのが現状でございます。

現在把握をしている相談の状況でございますが、本年度において2月末までに総務課に直接相談のあったものが6件、市が相談業務を委託している茨城県精神保健協会の臨床心理士へ相談のあったものが延べ11件で、その内容は職場における業務上の問題や、人間関係の悩みなどの相談となっております。相談者の状況によっては、専門医の受診奨励を行うなど相談者一人ひとりに寄り添った適切なアドバイスをいただいているところでございます。

次に、ハラスメントの防止策でございますが、ハラスメント対策につきましては、職場内の職員相互の信頼関係や風通しのよい職場環境を築くことが、市民サービスを向上させる上でも大変重要であると認識をしております。本市におきましては特に管理職の研修等を通して、ハラスメント防止に取り組んでいるところでございます。

昨年度実施いたしました研修におきましては、ハラスメントの加害者となり得る管理職と、被害者となり得る一般職に分けた研修を実施しまして、120名の職員が参加をいたしてございます。

また、本年度におきましては、管理職を対象としまして、職場の同僚が不快に感じないような声のかけ方や接し方などの研修会を開催いたしまして、ハラスメント防止の意識づけを行ってきたところでございます。

職場における人間関係、信頼関係の悪化は、職員の体調不良や業務効率の低下にもつながる要因となりますことから、ハラスメントが発生しない職場づくりを進めるために、引き続き各種研修会を通して、職員一人ひとりのハラスメント防止に対する理解を深めますとともに、管理職職員を中心にしまして、全ての職員がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合う職場環境づくりに向けました取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 国際家族農業年についてのご質問にお答えいたします。

初めに、2019年スタートの家族農業10年についての見解についてでございますが、議員ご発言のとおり、国際連合は2017年の国連総会において、2019年から2028年を国連家族農業10年と定め、加盟国及び関係機関等に対し、家族農業に係る施策の推進、知見の共有等を求める決議をしたところでございます。

この決議は、国際的な貧困や飢餓問題が背景にございまして、世界的に家族経営による農業形態が、世界の食料生産額の8割以上を占めるなど、食料の安全保障確保と、飢餓撲滅に大きな役割を果たしている。また、貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事していることなどから、農村地域の開発と持続可能な農業に対する支援の投資を求めたものでございます。

国におきましては、この決議を受け、また、全国の農業経営体数約138万経営体のうち家族経営体は134万経営体と、全体の98%を占めていることなどから、家族農業経営が地域農業の担い手として重要であると位置づけ、「食料・農業・農村基本法」に基づき、家族農業経営の

活性化を図ることとし、担い手の育成、所得向上、また農村地域の環境保全など、さまざまな観点から施策を講じているところがございます、これら家族農業を中心とした農業経営を支援することは重要であると認識をしているところでございます。

次に、本市における家族、小規模農業の支援策についてでございます。

まず本市における農業経営体数は、2015年農林業センサスで2,550経営体。そのうち家族経営体は規模の大小はございますが、2,549経営体と全体の99.6%を占めてございます。本市におきましては、基幹農業である農業の維持発展のため、地域農業の担い手であります認定農業者等を中心といたします、農業をなりわいとする農家の育成、確保、所得向上などを図るため、国や県の施策を有効に活用した農業用機械や施設等の整備、高度化、生産圃場の整備、農地の集積・集約などに取り組むとともに、市独自の施策として、農業用簡易ハウスの設置支援、多目的生産への支援、加工品開発等の六次産業化支援、道の駅の整備などを含めました販路の確保・拡大などを進めてきているところでございます。

また、地域農業の発展には家族による経営のみならず、集落営農組織や農業法人などによる大規模で効率的な農業経営も必要不可欠であることから、これらの法人等の誘致や組織化を進めてきたところでございます。今後とも引き続き国や県と協調し、担い手の育成・確保、所得向上、農村環境の保全などに、取り組んでまいります。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質問を行います。

東海第二原発の問題についてですけれども、幅広い市民の意見を聞くということで、教育・福祉・産業などの各分野から20名の方を委員として選出されておりますけれども、今後市民の皆様方からの話を伺っていくということですので、私はこの中で、市長が原発の再稼働の可否についてですけれども、最終的な判断について、こういう市民の皆さんの20名の集まりが、どのようにそのことで影響をしていくのか。言いかえれば、どのような比重を持っているのかということについて伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 20名の委員の皆様だけではなくに、当然のことながら議会の議員の皆様のご意見も入れながら方向づけをしていきたい、そういうふうに思っております。出た意見について一つひとつ、それはいいとか悪いとかいう問題ではなくに、全体の考え方っていいですかね、それを集約しながら判断をしていきたいと思っています。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） はい、わかりました。以前にも伺いましたけれども、住民団体から請願が出ておきまして、再稼働は認めないでほしいと。このことについて、議会では趣旨採択ということでありまして、このことについても市長は、議会での趣旨採択重く受けとめたいと、このようなご答弁をいただいておりますけれども、私も質問の中で、何よりも東海第二原発、人口密集地にありまして、老朽化した沸騰水型の原発であるということ。そして、どんな対策を講じ

ても過酷事故のリスクをゼロにすることができないと。再稼働によって危険な使用済み燃料が増えることから、私は再稼働はすべきではないと、このように思っております。

先ほども首長からも答弁いただきましたけれども、再稼働を村松社長が表明したその後に6市村の市長のコメントが求められて、その中で市長は、市民の安全・安心を第一に慎重に対応していきたい、このようにコメントをされております。

市民の生命・なりわい・財産、またふるさとを守るためにも、そして市民が原発事故の心配をすることなく、まず安心して暮らせるようにするためには、私はやはり東海第二原発再稼働、ぜひ市長にも今後反対を明言していただきたいと。これは要望したいと思います。

次に、日本たばこ跡地の市有地の利活用については、ご答弁いただきまして、1万7,000平米ということで、今後狭隘な道路の整備なども含めて、埋蔵物発掘調査の中で、どのような結果が出てくるかわかりませんが、私としては、また市民の皆さんからの声を伺うと、一定程度の広場、あるいはあの場所にそういう佐竹さんの歴史的な資料等もおさめられるような資料館などもあったらいいと。これは、先ほどお話いたしましたけれども、12月20日に行われたシンポジウムなどでも各大学の先生方からもご意見が出ておりまして、ぜひこういうことも、調査次第ということになりますが、検討をしていただきたいと思います。このように思います。

国民健康保険。先ほども言いましたけれども、国保制度だけが資産割があったり均等割があったり平等割があったりと。そういうことで非常にその均等割については、生まれたばかりの赤ちゃんも成人も1人1万7,000円と。成人はここに介護保険金プラスされますので、もう少し上がりますけれども。ですから、これが子どもをこれから産んで育てたいというような子育て家庭の中で非常に重い負担になってくると。そういうことが子育て支援に逆行しているのではないかと、今言われておりますけれども。

当面、ぜひ均等割1万7,000円の半額といいますと、先ほど1,400万円ほどの費用額が出されましたけれども、その半分で700万円と。これは何とかそういう財調などもありますし、捻出をされて、均等割、当面半額を求めたいと思いますけれども、今後ぜひご検討をお願いしたいと思います。

子ども食堂についても、太田ではこれからの問題ということで、先ほどいろいろ課題なども含めまして研究をしていくということです。全国のいろんな子ども食堂の取り組み等々を見ましても、始めてすぐやめてしまうようなところもあるわけですね。なかなか子どもたちの人数が安定しない、食材の準備の難しさ、それからいろいろ経費の問題なども含めましてありますけれども……。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） そういうこともありますけれども、全国的にはやはり子ども食堂の重要性が認められて広がっているということで、ぜひ太田でも行政の支援などもいただきながら拡充されることをよろしくお願いしたいしたいと思います。

農業問題につきましても、家族農業10年ということで先ほどご答弁いただきました。さらなる研究、そして認識を深めていただいて、常陸太田市の農業・食料政策に位置づけて、そして取

り組んでいていただきたいと。このようなことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 3 9 分散会